

指定生活介護 デイサービス 銭形 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社銭形企画が設置するデイサービス銭形（以下「事業所」という。）において実施する生活介護に係る障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）に関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対し、事業の適正な運営と適切な指定生活介護の提供を図ることを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）、及び法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第38号）、その他関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス銭形
- 二 所在地 京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地33

第4条 (営業日及び営業時間)

指定生活介護に係る営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日～1月2日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、12月30日は、午後1時00分までとする。
- 四 前3号のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

第5条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤 1名）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 サービス管理責任者 1名以上（常勤 1名以上）
サービス管理責任者は次の業務を行う。
(ア) 次条に規定する生活介護計画の作成等に関すること。
(イ) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に

対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(ウ) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討すると共に、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(エ) 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

三 医師 1名（嘱託医 井上医院 井上 治 医師）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

四 看護職員 1名以上（非常勤 1名以上）

看護職員は、随時必要な看護を行う。また機能訓練指導員としての業務も果たす。

五 生活支援員 6名以上（常勤 3名以上、非常勤 3名以上）

生活支援員は、生活介護計画に基づき、日常生活上の訓練や入浴、排せつ、創作的活動並びに生産活動の提供を行う。

六 機能訓練指導員 1名以上（非常勤 1名以上）

利用者に対して身体機能の減退防止を図り、日常生活上必要な訓練や指導を行う。

第6条 （主たる対象者の障害者の種類）

事業の主たる対象者の障害は、身体障害、知的障害、精神障害、並びに指定難病とする。

第7条 （利用定員）

事業所の利用定員は20人とする。

第8条 （指定生活介護の内容）

事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 排せつ及び食事等の介護
- 二 入浴及び更衣等の介護
- 三 日常生活上の支援
- 四 創作的活動及び生産活動の機会の提供
- 五 身体機能及び生活能力向上のための援助
- 六 生活に関する相談及び助言
- 七 機能向上又は機能訓練上必要とされる外出の援助
- 八 送迎
- 九 延長支援

第9条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、下京区、南区、中京区、東山区、上京区、伏見区（醍醐、日野、石田、小栗栖、久我、羽東師、淀、納所、向島、桃山東、桃山南地域を除く）、北区（中川、小野郷、雲ヶ畑地域を除く）、右京区（高雄、愛宕、京北地域を除く）の区域とする。

第10条 （利用者から受領する費用の額）

指定生活介護を提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、利用者から支払いを受けるものとする。

- 一 食事の提供に係る費用 昼食代715円 おやつ代100円

- 二 創作的活動又は生産活動に係る材料費
 - 三 日用品費用（使用時のみ） おむつ・リハビリパンツ代 150 円、尿取りパット代 50 円、カミソリ代 60 円、マスク代 50 円等
 - 四 入浴にかかる費用 1 回につき光熱水費として 300 円
 - 五 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を発行し、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

第 11 条 （衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - 二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - 三 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

第 12 条 （緊急時における対応方法）

現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、事業所の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第 13 条 （非常災害対策および業務継続計画の策定等）

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。又、地震発生時、悪天候による警報発令時、または降雪・寒冷による交通事情悪化時は、利用者並びに従業員の安全を確保する観点から、事業所の営業を中止する等の措置を講ずることがある。

- 2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 14 条 （苦情解決）

提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 提供した指定生活介護に関し、京都市等（以下「市等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して京都府等（以下「府等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 市等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を府等に報告するものとする。
- 5 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

第 15 条 （事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに京都市、各行政区、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 16 条 （虐待防止のための措置）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 五 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

第 17 条 （身体拘束等の禁止）

事業所は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等防止（適正化）検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第 18 条 （秘密の保持）

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

第 19 条（利益供与等の禁止）

指定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 指定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

第 20 条（記録の整備）

職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から 5 年間保存するものとする。

第 21 条（研修）

従業者の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 4 回以上

第 22 条（補則）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社銭形企画と事業所の管理者が協議のうえ定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

平成 29 年 7 月 1 日改定。

令和 1 年 10 月 1 日改定。

令和 3 年 4 月 10 日改定。

令和 4 年 5 月 1 日改定。

令和 4 年 10 月 1 日改定。

令和 6 年 4 月 1 日改定。

令和 6 年 7 月 1 日改定。